

倒産事件における取締役・高級管理職の民事責任

尹 正友 北京市炜衡法律事務所シニアパートナー

抜粋：現行の中国法によれば、企業倒産における取締役・高級管理職の民事責任は、主に倒産をもたらした責任、財産を不当に処分した責任、清算義務の履行を怠った責任及び取締役・高級管理職の報酬に対する制限といった四つの部分に分けられる。また、上記のほかにも、責任追及制度の健全化、責任範囲の明確化、報酬制限と清算責任の職務との協調性なども考えられ、倒産手続の開始を申立てる責任と義務に関する制度の整備も重要であろう。

キーワード：倒産、取締役、高級管理職、民事責任

中国のコーポレート・ガバナンス及び企業倒産の実務では、取締役・高級管理職が行う諸般の行為は、債権者などの利益関係者の法的利益の実現に著しい影響を与えている。中国法に定められた取締役・高級管理職の責任には、民事責任のほかにも、行政責任や刑事責任があるが、民事責任の活用が最も一般的である。また、民事責任について、学界と実務界の両方から熱い注目を集められている。本稿では、民事責任の適用ルールを整理・議論し、当該制度のさらなる発展と健全化のために積極的に提言を行いたい。

一、企業倒産における取締役・高級管理職の民事責任に関する現行法の規定

中華人民共和国企業破産法（以下「企業破産法」という）及び中華人民共和国会社法（以下「会社法」という）等によれば、企業倒産における取締役・高級管理職の民事責任は、主に以下の四つの場面に分けられる。

（一）企業の倒産をもたらした責任

企業破産法125条によると、「取締役・高級管理職は、忠実義務・勤勉義務に違反し、企業の倒産をもたらした場合、民事責任を負わなければならない」とする。

取締役・高級管理職が企業倒産に対する責任を負う前提は、忠実義務・勤勉義務に違反したことであるほか、当該忠実義務・勤勉義務の違反行為と企業倒産の結果の間に因果関係を認められなければならない。取締役・高級管理職が企業倒産の結果をもたらした民事責任は過失責任であり、その責任の範囲は取締役・高級管理職の過失によってもたらされた損害に限られる。なお、前記損害には、株主、債権者または第三者などの利害関係者に対するものが含まれている。

（二）財産を不当に処分した責任

企業破産法は、会社の財産を不当に処分した責任について、以下の三種類を明示した。

1、取り消されうる詐害行為。つまり、無償の財産譲渡、著しく低い価額による会社財産の取引、無担保債務に対する新たな担保の提供、履行期が到来していない債務に対する弁済及び債権放棄の五種類が含まれる。

2、取り消されうる個別弁済行為。倒産原因事実が生じた場合、裁判所の倒産申立て受理まで

の六ヶ月間に債務者によって行われた、個別の債権者に対する弁済が挙げられる。

3、無効となる倒産詐害行為。債務者が債務を逃れるために、資産を隠匿・移転したり、架空の債務を捏造したり、または不真実な債務を承認したりする行為が含まれる。

企業破産法128条によると、債務者が上記のように資産を不当に処分して債権者に損害を与えた場合、債務者の代表者またはその他直接的に責任を負うべき者は、賠償責任を負う。つまり、企業破産法128条は、企業の代表者または直接に責任を負うべき取締役・高級管理職の賠償責任を認めた。前述の不当な財産処分行為が債務者の財産状況を害し、債権者全体の利益を損ない、平等弁済という大原則に反するので、かかる責任を取締役・高級管理職が負うべきであろう。

但し、企業の代表者または取締役・高級管理職の責任を認定する場合、以下の要件が求められる。すなわち、(1) 債務者が財産を不当に処分したこと。(2) 取締役・高級管理職に主観的過失があること。取締役・高級管理職は、債務者企業に倒産原因事実が生じたことを知り、または知るべきにもかかわらず、会社の財産を不当に処分した場合、主観的過失が存在すると推定される。(3) 取締役・高級管理職の不当な財産処分行為が債務者の財産に金銭的損害を与えたことが認められること。例えば、既に処分された財産を取り戻せず、または処分された財産を取り戻すために費用の支出を要することが考えられる。

(三) 清算義務の履行を怠った責任

最高人民法院による「中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定(二)」(以下「会社法司法解釈(二)」とする)第18条2項、3項によると、「有限会社の株主または株式会社の取締役・支配株主がその義務の履行を怠り、会社の重要な資産、帳簿またはその他重要な書類を紛失して、企業の清算を不可能にし、かつ債権者が前記の者の会社債務に対する連帯責任を主張した場合、裁判所は(債権者の主張を)認めるべきである。前述の状況が実質支配者に起因し、かつ債権者が実質支配者の会社債務に対する民事責任を主張した場合、裁判所は(債権者の主張を)認めるべきである」とする。なお、会社法司法解釈(二)に後れて公布された最高人民法院による「企業倒産事件を正しく審理し、市場経済の秩序保持に司法の保障を提供する意見」は、前記会社法司法解釈(二)の趣旨を継承した。

前述の取締役・高級管理職の責任に関する規定は、不健全な社内管理体制、債務者企業の重要書類や財産の不適切な管理、または取締役・高級管理職による債務者企業の重要書類や財産の引渡しの拒否などの理由によって、会社の財産や債務を清算するために必要不可欠な基本情報が欠落するため、会社の清算が遂行できないといった状況に関するものである。前述の状況は、株主や取締役・高級管理職の行為に起因することがほとんどなので、司法解釈は、法人格の枠を超えて、株主や取締役・高級管理職の弁済責任を追求する権限を債権者に付与した。なお、ここで注意しなければならないのは、有限会社の株主、株式会社の取締役または有限会社・株式会社の実質支配者が、会社法司法解釈(二)に定められた清算義務の義務者であることである。一般的に言えば、株式会社のコーポレート・ガバナンスは健全なものが多く、清算できないケースが稀にしか現れないので、その取締役が清算不能によって連帯弁済責任を負うケースは非常に少ない。ところが、株式会社の負債総額が大きい傾向にあるので、万が一、株式会社が清算できない状況に陥ると、その取締役の負うべき責任も相当重いことになろう。また、取締役・高級管理職が有限会社の実質支配者であれば、当該会社の債務に連帯弁済責任を負うことがある。

なお、実務において、取締役・高級管理職が清算義務の履行を怠った場合に賠償責任を負うこともある。例えば、取締役・高級管理職が必要書類を遅れて倒産管財人に引き渡したため、倒産管財人が訴訟時効の経過により第三者に対する債務者企業の債権を主張できなくなったが、清算不能の状態まで至らないケースがある。その時に、取締役・高級管理職が負うべき責任は連帯弁済責任ではなく、賠償責任である。賠償責任の限度は、取締役・高級管理職が清算義務に違反したことによって生じた会社財産の毀損、滅失または財産価値の減少の範囲内に限られる。

(四) 取締役・高級管理職の報酬に対する制限

企業破産法第36条は、「債務者の取締役、監査役及び高級管理職が、企業から正常でない収入を獲得し、または会社の財産を横領した場合、倒産管財人は、それを取り戻さなければならない。」とする。また、同法113条3項は、「倒産企業の取締役、監査役及び高級管理職の給与は、当該企業の従業員給与の平均値に準ずる。」とする。

最高人民法院による「中華人民共和国企業破産法の適用に関する若干問題の規定（二）」（以下「破産法司法解釈（二）」とする）第24条1項は、「債務者が企業破産法第2項1項の定める要件に該当する場合、債務者の取締役、監査役及び高級管理職がその職務上の権限により獲得した以下の収入について、裁判所は、それを企業破産法第36条が定める正常でない収入と認定すべきである。（一）業務達成度に関係する賞与、（二）一般従業員の給与が滞納された場合に、取締役、監査役及び高級管理職が取得した給与、（三）その他正常でない収入。」とする。

取締役・高級管理職の報酬に対する制限は、社会における一般的な公平理念に由来する。つまり、企業の倒産という結果に対して、例えば、会社財産の横領、濫職または経営能力の不足など、通常、取締役・高級管理職に何らかの責任があると考えられる。それにもかかわらず、取締役・高級管理職の報酬が一般従業員の平均値を上回るとは到底受け入れがたい。

さらに、破産法司法解釈（二）第24条2項、3項は、「債務者の取締役、監査役及び高級管理職は、前記（訳者注：破産法司法解釈（二）第24条1項）の債務者財産の返還を拒んでいけない。倒産管財人が前記財産の返還を主張する場合、裁判所は、それを支持しなければならない。本条1項1号、同3号が定める正常でない収入を返還したことによって生じた債権は、破産債権とみなす。本条1項2号が定める正常でない収入を返還したことによって生じた債権は、企業破産法第113条3項の規定により、当該企業の一般従業員の平均給与に準ずる部分が未弁済の労働者給与とみなし、当該企業の一般従業員の平均給与を上回った部分が破産債権とみなす。」となっている。総じていえば、取締役・高級管理職が取得した正常でない収入に関して、倒産管財人には、その返還を求める権限があるほか、取締役・高級管理職が返還を拒絶した場合に訴訟を提起する権限がある。取締役・高級管理職にまだ支給していない収入は、倒産管財人が債権調査・確定の段階において収入の性質と金額を認定し、その性質と金額に応じて、配当計画に弁済の計画を用意する。

二、企業倒産における取締役・高級管理職の民事責任に関する現行法への評価

(一) 倒産原因事実が生じた場合に、取締役・高級管理職が倒産手続の開始を申立てる責任と義務が欠如している。

倒産手続の申立てに関して、企業破産法は「既に解散された会社法人が清算手続を経ず、また

は清算が完了していない場合、会社の資産をもって債務を弁済できないと分かれば、清算責任を負う者は、裁判所に倒産手続の開始を申立てなければならない。」の条文のみを置き、取締役・高級管理職が倒産手続の開始を申立てる一般的な義務と義務違反の責任に関する規制を設けなかった。

責任と義務の欠如により、企業に倒産原因事実が生じても、取締役・高級管理職が倒産手続の開始を申立てないという怠慢的な風潮を醸成している。例えば、2012年度、全国の範囲において、営業許可証(営業執照)が抹消された企業が57万社、法人格が抹消された企業が16.5万社であり、法人格の抹消手続を完了させた企業は、営業許可証の抹消数と法人格の抹消数の合計の中で22.4%の割合しか占めていない。営業許可証が抹消された企業の大多数は履行期限が到来した債務を弁済できないにもかかわらず、倒産手続の開始を申立てることがほとんどない。企業が財務上の窮地に陥った状況の中で、取締役・高級管理職は、倒産手続の開始を申立てなくても、なんら不利な法的効果を受けることがないので、倒産手続の申立てを放置したり、財務上の真相を隠して経営を継続しながら、維持不可能な時に夜逃げすれば良いと考えたりする。

こういう状況の中で、たとえ最後に一部の企業が倒産手続に入ったとしても、倒産原因事実が生じた当初の申立てではない限り、倒産原因事実の出現から倒産手続の申立てまでの間に、長期にわたって企業の経営状況が改善できずに赤字状態が続くほか、会社財産の管理体制が不健全になりがちで、会社の財産が減少・滅失する可能性が増大し、負債総額が膨らむと、債権者の利益が著しく損害されるようになる。実務的にみれば、倒産手続における配当率が高くないのが通常であり、ゼロ配当のケースもときどき見られる。その理由は、企業に倒産原因事実が生じたと知りながらも、取締役・高級管理職に倒産手続の開始を申立てる責任が存在しないので、倒産手続に消極的な態度を持ちやすく、結局、「無産可破」(財産がまったくないため、破産する意味がない)の状態になる。

(二) 責任追及の制度が健全でない

倒産手続における取締役・高級管理職の民事責任に関する規定は、責任追及制度の不健全さにも関係している。具体的に以下のものが挙げられる。

1、責任追及の主体、責任の性質、責任追及の具体的な方法などの規定は、現行の企業倒産手続に存在しない。具体的な制度細則が欠落しているため、実務上、取締役・高級管理職に責任を追求した前例が現れていない。

取締役・高級管理職が忠実義務・勤勉義務に違反し、企業倒産の結果をもたらしたとすると、多くの利益関係者が被害者になりうる。例えば、債権者の債権弁済率(配当率)が下がるし、株主の投資が水の泡に消えるし、従業員が就労機会を失うし、企業の取引先やその他ビジネスパートナーも不利益を被るようになる。それゆえに、もし取締役・高級管理職が企業の倒産に一定の責任を負うことが妥当だとすれば、倒産管財人、債権者、株主またはその他利益関係者がそれを主張する権利があるのか、また、いかなる方法で主張すべきかについて、法律は、明確に定めなければならない。

2、企業破産法は、取締役・高級管理職の不当な財産処分との責任と報酬等の制限に関する請求権を倒産管財人に付与したが、債権者に付与していない。

実務上、訴訟を提起するかどうかについて、倒産管財人と債権者は異なった考えを持っていることが多い。つまり、倒産管財人にとって、倒産手続を速やかに推し進めることが望ましいので、訴訟を提起すると、管財業務の長期化につながりやすく、倒産管財人の時間的コストが増大しかねない。また、倒産管財人が業務を遂行する中で会社役員等との接触も多く、感情的にも取締役・高級管理職の立場を同情することがあるし、倒産手続を順調に遂行させるためにも、取締役・高級管理職の補佐が欠かせない。諸般の事情により、倒産管財人は訴訟の提起を回避したい心理になりやすい。

もし、取締役・高級管理職の不当な財産処分の責任と報酬等の制限に関する請求権を、倒産管財人だけに付与し、債権者に付与しないとすれば、倒産管財人が責任追及権を行使しない場合、債権者の利益が十分に保護されないであろう。

3、清算義務違反の責任追及について、最高人民法院の「企業倒産事件を正しく審理し、市場経済の秩序保持に司法の保障を提供する意見」によると、裁判所が清算の遂行不能を理由に倒産手続を終結する場合、債権者は、倒産手続の終結後に訴訟を提起することができる。

ところが、当該規定は、賠償責任の具体的な追及手続を設けなかった。取締役・高級管理職が清算義務に違反し、または清算処理への補佐を拒絶する行為は、通常、倒産管財人が会社の管理権限を引き受ける前に行ったもので、言い換えれば、倒産管財人に認知されうる事情である。そのため、倒産管財人には取締役・高級管理職に対して賠償責任を主張する権限があり、倒産管財人がその権限の行使を怠ったときには、債権者に倒産管財人の代わりに当該権利を行使する権限を付与すべきである。

(三) 責任の範囲が不明確である

企業倒産の結果に関する責任について、企業破産法は、単に「民事責任」という表現を用いて、その責任の確定基準と範囲をまったく具体的に規定しなかった。実務上、この条文が空文化している。

まず、いわゆる賠償責任は、被害者の利益を不法行為が生じる前の状態に回復するものなので、補償の性質を有する。但し、不法行為がなければ、倒産企業がどういようになるかについて、誰も予測できないので、倒産企業の状態を不法行為が生じる前の状態に回復するのが至難の業である。倒産企業の経営状況は、経済情勢、業界の景気動向、国の政策・方針、企業幹部の管理能力や企業の投資方針など、様々な要素に関わっている。異なる企業は、異なる実態状況があるので、お互いに参照するのが難しい。つまり、不法行為がなければ、企業がどうなっているのかを推論できない。

次に、企業の倒産は、様々な利益関係者に損失を与える。例えば、前述のように、債権者、株主、従業員、ビジネスパートナー、取引先や原材料の仕入先などの利益が、いずれも影響されうる。ところが、前記利益関係者の損失をすべて取締役・高級管理職の賠償責任をもって補填するとしたら、不合理ばかりではなく、不現実でもある。取締役・高級管理職の合理的な予見可能性を超えているし、その受けるべき責任の限度を超えている。

以上のように、法律は、取締役・高級管理職の責任の範囲について明確な判定ルールを設けるべきである。そうすると、利益関係者は自分の保護されるべき賠償金額を知ることができるし、

取締役・高級管理職は業務遂行にその責任の範囲を予測できるし、裁判所はかかる事件の処理において裁判の尺度を探ることができる。

(四) 現行の報酬制限・清算責任違反の規定が過失と責任の相当性に欠ける

現行法の規定によると、取締役・高級管理職に対する報酬制限が一律したルールに従うもので、過失あるいは企業倒産といった結果との責任相関性が考慮されない。最高人民法院は、会社法司法解釈（二）の運用方針について説明する際に、まず取締役が会社の外部に対して連帯責任を負ってから、取締役の職務と事実上の影響力・権限に応じて、責任の実際分担を区別される。すなわち、取締役は、一旦、責任を受け入れてから、ほかの取締役や直接的な責任者に責任を移すしかない。

もっとも、倒産企業の取締役・高級管理職が不当な手段を用いて、自分の高額な「未払い報酬」やその他報酬を捏造したり、清算義務の履行を怠って、清算手続に支障を与えたりすることが、広く行われている。ところが、企業倒産の結果や清算手続に与える支障の程度は、取締役・高級管理職ごとに異なり、一律したルールによる処置が公平性を失うことがある。例えば、普通は、取締役会長や社長などが会社の管理運営を直接に指導するため、企業倒産といった結果について逃れることができない責任があろう。但し、企業の経理責任者は、いくら経理の手腕が優れるとしても、取締役会が決議した非合理的な投資行為を挽回することができない。それゆえに、自分の業務を適切に処理した経理責任者は、企業の倒産によって報酬を減額されるべきではない。

さらに、取締役・高級管理職の報酬を一律に制限するやり方は、再生型手続において優秀な経営人材を会社の管理層に取り入れ、債務者企業を立ち直させることに、不利な影響を与えかねない。取締役・高級管理職の賠償責任を無差別に認めると、優れた能力を持つ者は危険を伴う職務を敬遠し、経営人材の専門化にも影を投じるであろう。

三、企業倒産における取締役・高級管理職の民事責任に関する制度への展望

中国倒産法における取締役・高級管理職の民事責任に関する法規範と法実務を見てみると、以下の四つの方向性が考えられる。

(一) 取締役・高級管理職に倒産手続を開始させる責任と義務を付与する規則の制定

取締役・高級管理職の倒産手続の開始における責任と義務について、ドイツ、日本及び中国の台湾地域の倒産法は、既に規定を設けていた。これらの国・地域の法規範や法実務の運用の経験を参照して、中国の実情に合わせると、次のように、取締役・高級管理職に倒産手続の開始を申立てる責任と義務を与えるべきである。

1、倒産手続の開始を申立てる義務を負う取締役・高級管理職を、会社の財務状況を知られる者に限定すべきである。実務上、すべての取締役・高級管理職が会社の資産と負債の状況を知る権限があるわけではないので、倒産手続開始の申立義務をすべての取締役・高級管理職に押し付けるのが妥当ではない。会社の通常の職務分担によれば、倒産手続開始の申立義務は、社長、会社の運営や財務を担当する取締役または経理責任者が負うべきである。

2、会社法によると、倒産手続開始の申立てが会社の重大事項に該当し、株主総会の決議が必

要とされるので、倒産手続を開始させる責任と義務は、取締役・高級管理職が倒産原因事実の出現を知ってから取締役会長に対して倒産手続開始を申立てるように意見を上程し、取締役会長が当該意見を受け取った後、一定の期間内に取締役会を招集し、倒産手続の開始を申立てるかどうかの方針を決めてから、執行権限のある取締役または取締役会が株主会または株主総会を招集して、株主会・株主総会の決議に付することを意味する。

3、かかる義務を負うべき者がその義務を履行しなかった場合に、会社財産の価値が減少した部分につき、債権者に対して民事賠償責任を負う。

(二) 責任追及制度の健全化

1、原則的には、責任追及の権利は倒産管財人に属する。倒産管財人は、企業が清算できない場合に取締役・高級管理職の弁済責任を追及するほか、取締役・高級管理職にその相応な責任を追及することができる。

倒産管財人は、責任追及訴訟を提起することに優位性がある。まず、倒産管財人は、債務者企業の企業資料や財産の管理権限を引き受けることによって、大量の証拠と情報を獲得できる。次に、倒産管財人は、債務者企業の代表者としての法的地位を有する。さらに、責任追及訴訟によって取り戻した財産が破産財団に編入され、公平な弁済に寄与できる。最後に、倒産管財人の報酬が最終的に破産財団から支給されるので、取締役・高級管理職の責任追及に対して、倒産管財人が金銭的なインセンティブを有する。

2、倒産管財人が責任の追及を拒否した場合に、債権者に代位的な責任追及権を与えるべきである倒産管財人が起訴を怠った場合に、債権者が倒産管財人に督促することができる。また、倒産管財人が起訴を怠り、または訴訟において忠実義務・勤勉義務を果たせなかった場合に、個別の債権者が債務者を代表して、取締役・高級管理職に民事責任を求めるとすべきである。

債権者全体の利益のために個別の債権者が訴訟を提起したとき、その債権者が勝訴すると、代位訴訟の制度を準用して、訴訟によって実現された利益から訴訟費用や弁護士費用などの必要経費を優先的に当該債権者に支給しなければならない。

3、特定の要件の下で、責任追及請求権を株主に付与することが考えられる。例えば、取締役・高級管理職が忠実義務・勤勉義務に違反し、会社倒産の結果をもたらした場合、株主が当然に損害を受けてしまうので、被害者として訴訟を提起する権限を認めても良いであろう。但し、その他の利害関係者に関して、合理的予見の原則と因果関係の認定を考慮し、手続法上の権利または実体法上の権利を付与しないほうが望ましい。

(三) 企業倒産における民事責任の範囲の合理的認定

取締役・高級管理職がもたらした企業倒産における責任の範囲を認定するにあたって、企業の財産が破産清算手続によって換価されるしかないので、換価に反映されるのが清算価値である。しかし、倒産手続における換価は、事業全体の価値としての継続企業価値どころか、(倒産手続が効率性を求める手続なので) 通常時の売却価格すら保障できない。企業倒産がもたらした損失は、継続企業価値と清算価値の差額で計算されるべきであり、最低でも債務者に与えた財産的損

失を下回ってはいけない。

(四) 報酬制限・清算責任違反の規定にける過失と責任の不相応の修正

1、取締役・高級管理職の報酬の制限に関する規定の改正

取締役・高級管理職の報酬に対する制限は、経営失敗の責任を追求する方法の一つとして認められるものの、取締役・高級管理職の職務と権限の具体性を考慮せず、すべての取締役・高級管理職を一律に捉える現行法を改正することが望まれる。

まず、取締役・高級管理職が忠実義務・勤勉義務に違反したことを報酬制限の条件とする。忠実義務・勤勉義務に違反しない取締役・高級管理職は、その報酬が制限されてはならない。

次に、報酬の減額が上記義務違反の程度に相応すべきであり、義務違反の程度が異なる取締役・高級管理職に対して、異なる制限方法を用いるべきである。

さらに、会社の清算ができない状況において、取締役・高級管理職の過失を認定するには無理があるほか、ほとんどの場合に取締役・高級管理職に逃れにくい責任が認められるので、すべての取締役・高級管理職に過失があると推定し、その報酬を一律に制限すべきである。

最後に、雇用契約の継続にふさわしいと倒産管財人が決めた取締役・高級管理職に関しては、倒産手続の遂行または債務者企業の再生を実現するために、労働市場の相場に応じて適切な報酬を定めるべきである。

2、会社が清算できない場合の弁済責任に関する規定の改正

取締役・高級管理職が会社の実質的支配者として弁済責任を追求される場合、会社が清算できない結果に対して、実質的支配者がすべての責任を負うべきなので、その責任の範囲が全ての企業債務である。

もし、取締役が責任を負うべき根拠を、取締役という職務に就いたという事実だけに求めるなら、その責任範囲の確定に関して、以下のように改正することが望まれる。

(1) もし、取締役が会社を実質的に支配し、または会社の経営管理に携わり、かつその所管業務（財務、固定資産管理または仕入れなど）が会社の清算できない結果と一定の関連性を持つならば、当該取締役に会社の全債務に対する連帯責任を認めるべきである。

(2) もし、取締役が会社の経営管理に参加できるものの、その所管業務（人事、技術開発または営業など）が会社の清算できない結果と関連性を持たず、かつ会社の重要な資産の減少、帳簿またはその他重要な書類の滅失を防止する法的義務がないならば、当該取締役に会社の全債務に対する連帯責任を認めるべきではない。

(翻訳：一橋大学法学研究科博士後期課程・中国弁護士、史 明洲)